



届けたい 思いやりの心



玉名市立玉水小学校



1月の行事アルバム（碩台小とのリモート交流）

「玉名市立玉水小学校だより」より



玉名人権擁護委員協議会会長

中村精也

新型コロナウイルス感染症の影響で、ここ2年余りは人権啓発や人権教室等の多くの活動が中止や縮小などの制約を受け、思うような活動ができませんでした。現在も依然としてコロナは変異を繰り返しながら増減し沈静化の兆しは見えない状況にあります。しかも、新型コロナに関連した差別や誹謗中傷も発生するなど影響も出ています。この他、学校におけるいじめ、インターネット上の人権侵害、職場におけるハラスメント、DVや児童虐待、高齢者や障がい者への差別や偏見など様々な数多くの人権課題が今なお存在しています。

私たちは、これまでのコロナ禍における経験を教訓としてwithコロナで、これまで実施してきた活動に加え、オンラインと対面を効果的に活用しながら人権啓発活動を続け、本年度も『『誰か』のこと じゃない。』を重点活動目標として人権課題に取り組み、多様性が尊重され人権が守られる平穏な共生社会の実現に向け活動してまいります。

玉名市立玉水小学校の皆さんが飛ばした風船の一つが熊本市立碩台小学校に届きました。これをきっかけに、両校の1年生がリモートで交流できたという嬉しい報告がありました。風船についていた1年生が育てたひまわりの種も、また誰かのところで美しい花を咲かせてくれることでしょう。

3年ぶり対面で

総会開催



5月24日に、玉名人権擁護委員協議会の総会を開催しました。これまで、2年間コロナ禍の影響を受けて書面議決でしたので、3年ぶりの開催になりました。玉東町長を始め、多数のご来賓をお迎えし人権擁護委員もほとんど参加し盛会となりました。

子ども人権委員会

「人権の花」運動



令和3年度の実施校4校では、11月から12月にかけて終了式や風船飛ばしが行われ、子どもたちが育てた花の種を風船につけて空高く飛ばしました。花を育てることを通して育まれた子どもたちの思いやりや豊かな心がどんどん広がっていくことでしょう。

人権教室

南関中学校では、2年生を対象に、人権作文集を活用した「読み聞かせによるミニ人権教室」が行われました。



※これらの活動に関するお尋ねや実施希望は、人権擁護委員または、熊本地方法務局玉名支局へ！



清里小学校(長洲町)では、3~6年生が参加して、NTTドコモとコラボした「スマホ・ケータイ安全教室」がリモートで行われました。

令和4年度の主な活動



「人権の花」運動

花を育てることを通して思いやりの心を育てます。今年度は鍋小学校、南関第三小学校、豊水小学校の3校で実施予定です。

全国中学生人権作文コンテスト

中学生を対象としたコンテストです。作文を書くことを通して豊かな人権感覚を育てます。

「思いやりの心を育む」人権教室

幼稚園・保育園・小学校・中学校を対象に、DVDや紙芝居、絵本の読み聞かせを利用して思いやりの心を育てます。NTTドコモと連携したスマホ・ケータイ安全教室人権教室も行っています。

子どもの人権SOSミニレター

子どもたちが悩み事などを手紙で相談できる取り組みです。小・中学校の全児童生徒に用紙を配布します。いつでも利用できるように全部の小・中学校、各市町の図書館にも用紙を配置します。

高齢者・障がい者人権委員会

障がい者施設研修 地域たすけあいの会



11月12日、「たすけあいの里」と「たすけあいの杜」を視察研修させていただきました。

旧小田小学校跡地の空き教室等を利用して、居住支援事業、高齢者介護事業(通所介護事業等)、障がい者福祉事業(同行・行動援護サービス、就労継続支援事業等)、地域福祉事業(学童クラブ、宅配ふれあい給食等)、人材育成事業(介護職員初任者研修等)が行われている様子を視察することができました。

子どもたちが心を落ち着かせて学びができるような空間が設けられ、専門の先生方のサポートをさりげなく受けられるような工夫がしてあり、皆が一人一人の子どもたちを大切にされていることがよく分かりました。

また、障がい者が自立した日常生活や社会生活が営むことができるように、その人に応じた空間・場を設けた言葉かけ等の支援をしたりしながらの就労機会が提供しており、「支える支えられるではなく、皆が社会の一員として生活する」の理念を随所に見ることができました。

ハンセン病パネル展



荒尾・玉名全地域においてハンセン病パネル展を実施しました。

「地域社会とハンセン病問題」をテーマに作成した啓発パネルを、ハンセン病への正しい理解と不当な差別や偏見の解消をめざして、各地域の公民館やふれあい館等に1~2カ月展示させていただきました。

パネルでは、ハンセン病が正しく理解されていなかったために、官民一体となって癩予防法を制定し強制隔離政策が長年実施され、患者が強制作業や優生手術など、類を見ないほどの人権侵害を受けられ苦しまれたこと。恐ろしい伝染病であるといった誤った認識が浸透し、患者の家族も地域社会から迫害され、厳しい差別と偏見に苦しまれたこと、その後正しい治療法等が全国に浸透して患者の減少したことにより癩予防法の廃止、国の強制隔離政策が断罪された経緯を正しく知ることができます。

しかし、元患者や家族の苦しみが今なお続いている現状を鑑みると、私たち一人ひとりが再び加害者になることのないよう、今後も啓発活動を続けていく必要があります。

男女共同参画委員会

令和3～4年度の活動目標は、「ハラスメントに関する企業啓発を行う。また、デートDVや外国人に関する人権啓発の充実を通して、人権意識を深めるとともに、人権擁護委員の活動範囲を広げる足がかりとする。」としています。

具体的な取り組みとして、企業向けハラスメントプログラム作成、委員研修、地域や団体等での講話、研修などを行っています。

企業向けハラスメントプログラム作成

プログラムの作成は、休日にメンバー個人宅や文化センターのロビー、コインランドリー事務所を借りて作成しました。内容は、架空の会社(玉名商事と荒尾商事)で、どこでも起こりがちな出来事(セクハラとパワハラ)を創作した朗読劇をもとに参加者が討論して発表し、最後に人権擁護委員がまとめるというものです。



(場所を変えて作成の様子)

社会福祉事業

「地域たすけあいの会」でのハラスメント研修

4月18日、玉名市小田の「地域たすけあいの会」で職員対象にハラスメント研修を行いました。研修は、

- ①人権擁護委員の活動紹介(DVD)
- ②「自分らしく生き生きと能力を発揮し、働きやすい場作りを目指して」(陶山委員長講話)

の順番で行いました。参加者の感想を一部紹介します

- ・セクハラ、パワハラの違いもよく分かって、これからこの話を思い出しながら仕事をしようと思いました。
- ・知らず知らずの間に人を傷つけてしまっていることもあるかもしれないと思いました。人を認め、思いやりを持ちたいと思いました。
- ・刷り込まれた価値観が知らず知らずにハラスメントを起こしているかも知れないと“ハッ”とさせられました。

「地域たすけあいの会」での研修



「LGBTQ」って知っていますか

3月17日ひまわりテレビ番組「こんにちは人権擁護委員です」の収録がありました。内容は、「LGBTQ」について委員長の陶山さんとひまわりテレビの古場さんとの対話でした。以下、一部を紹介します。



陶山:早速ですが古場さん。LGBTQって知っていますか?
古場:最近、よく耳にするようになりました。好きになる相手が異性だけでなくことを言うんですね。
陶山:でも、TやQについてはどうでしょうか。
古場:えっ?ほかに違う性があるってことですか。心と体が違う、性的少数者…。今まで、よく考えていませんでした。

[スライドでTとQの説明]

古場:様々な性の在り方があるのは、よく分かりました。ですが陶山さん。性的「少数者」ですから、そういった方はすごく少ないんですよね?

陶山:そういうわけではありません。日本におけるLGBTQの割合は、現在ではおよそ3%から10%と言われています。少なく見ても、30人学級の中に1人はいる計算です。

このあと、対話はお互いが多様性を受け入れ尊重しあう共生社会の実現へと進んで行きました。

玉名調停協議会 調停委員向け講話

テーマ「男女共同参画の視点から見る家事調停」

(令和3年11月19日 webにて 陶山えつ子)

「気づく力の必要性」と、「認める心を持つこと」をお伝えしました。その内容は、

- 急激な社会の変化に人々の意識改革が追いついていない現状
- 無意識の根拠のない思いこみや偏見、過去の経験や見聞きしたこと
- 自分のモノの見方だけで人の能力や仕事のやり方を決めつけてしまうような「アンコンシャス・バイアス」(無意識の思い込み、偏見)で物事を見ていないか
- 男性が生きづらい社会であること
- 子育ては今や社会全体で考える問題であること
- 男性の仕事・女性の仕事と決めつけていなか
- DV・ハラスメントは犯罪であること
- LGBTQ(性的マイノリティの総称)などダイバーシティの時代であることに気づき、相手を認めるという話をしました。

【調停委員として対応の5つのポイント】

- ①傾聴
- ②共感
- ③相手を変えようとしな
- ④相手の挑発に乗らない
- ⑤相手を否定しない

法務局 玉名支局より



玉名地方法務局
支局長 椎葉正則

令和4年度も1か月が経過しました。熊本県では、本年3月21日に「まん延防止等重点措置」は解除されたものの、新型コロナウイルス感染者数は高止まりの状況にあり、今後の感染状況の推移によっては、さらに社会経済に大きな影響を与えかねない不安な状況が続いています。新型コロナウイルス感染症に関しては、ワクチン接種に関する相談事例も寄せられており、ワクチンを接種しない人及び接種できない人が不当な偏見・差別等を受けないような取組が人権擁護機関の課題の一つとなつてきているところです。人権擁護委員協議会及び法務局では、法務省の人権擁護機関として、このような不当な偏見・差別がなく国民の皆様がお互いの人権を尊重し合える社会を作り出すため、人権意識の普及・高揚を図る啓発活動を実施するほか、相談所を平日開設し、相続や相続関係などの住民の方の身近な悩みごとに対応する取組を行っています。また、人権侵害のおそれがあるような事案に関しては、調査・救済手続により当事者間の問題の解決に努める活動も続けているところです。人権擁護委員協議会及び法務局のこのような取組に対して、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

玉名支局のみなさまです



熊本地方法務局玉名支局
玉名人権擁護委員協議会
(月曜日～金曜日)
0968-72-2347

子どもの人権110番
0120-007-110

女性の人権ホットライン
0570-070-810

それって本当に「あたりまえ？」

不思議

金子みすゞ

私はふしぎでたまらない、
黒い雲からふる雨が、
銀にひかっていることが。

私は不思議でたまらない、
青い桑の葉たべている、
蚕が白くなることが。



私は不思議でたまらない、
だれもいじらぬ夕顔が、
ひとりではらりと開くのが。



私は不思議でたまらない、
誰にきいても笑ってて、
あたりまえだ、ということが。

(宮帯出版「金子みすゞ詩集百選」より)

作者の鋭い観察力に感嘆するとともに私達の文化・道徳・生活習慣にまで思いを巡らす方もおられることでしょう。今、「当たり前」とされていたことを見つめ直す事例がたくさんあります。皆様の身の周りに「当たり前」という呪文に惑わされといることはないでしょうか？

委員の動き(敬称略)

- 退任:お世話になりました。
令和4年3月31日付 西森 等 (玉名市)
令和4年3月31日付 井上 淳子 (玉名市)
- 新任:よろしくお祈いします。
令和4年4月 1日付 水本 明子 (玉名市)
令和4年4月 1日付 城本 春美 (玉名市)

今後の活動予定

- 7月 7日 長洲町立腹赤小学校「スマホ・ケータイ人権教室」
- 7月 8日 玉東町民生委員との研修会
- 7月19日 玉名市立天水中学校デートDV教室
- 8月 9日 玉名市第一民生委員委員児童委員との合同研修
- 8月17日 はつらつシニア教室
- 9月 1日 特設相談(荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町)
- 9月 2日 特設相談(長洲町)

ひまわりテレビ放送中 「こんにちは人権擁護委員です」

毎月第4月曜日の週の水・木・金曜日
「とれたてたまな」内で放送中

